

大阪市住吉区役所と大阪市住吉区内郵便局との包括連携に関する協定書

大阪市住吉区役所（以下「甲」という。）と大阪市住吉区内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と住吉区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、特に住吉区役所と住吉区内郵便局との緊密な相互連携により、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 区政・地域情報の広報に関すること
- (2) 子どもや高齢者の見守りなど地域福祉の向上に関すること
- (3) 安全で安心なまちづくりに関すること
- (4) 地域の活性化に関すること
- (5) その他協議により必要と認められること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年6月1日

甲 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

大阪市住吉区長 朝 川 晋

乙 大阪市住吉区万代東4丁目4番28号

大阪市住吉区内郵便局 代表

住吉万代東郵便局長 木 田 博 明